

第27 非常電源（蓄電池設備）

非常電源（蓄電池設備）の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準																																				
設置場所等	設置場所	目視により確認する。	<p>a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けられていること。</p> <p>b 次のいずれかにより設置されていること。 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場所にあつては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）に設けてあること。 告示基準に適合するキュービクル式蓄電池設備（以下「キュービクル式」という。）は、不燃材料で区画された変電設備室、発電設備室、機械室、ポンプ室その他これらに類する室（以下「機械室等」という。）又は屋外若しくは建築物の屋上に設けてあること。 キュービクル式以外の蓄電池設備を屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合にあつては、隣接する建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）から3m以上の距離を有するか又は当該設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分の不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられていること。</p>																																				
	不燃専用室・機械室等	換気設備	目視により確認する。	屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。																																			
		有効な防火区画		配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋戻してあること。																																			
		防水措置		水が浸入し又は浸透するおそれのない構造であること。																																			
		出火防止・延焼拡大防止		<p>a 火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。</p> <p>b 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。</p>																																			
		照明設備の有無		点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。																																			
標識		蓄電池設備である旨の標識が設けられていること。																																					
構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。																																				
保 有 距 離		目視により確認する。	<p>蓄電池設備は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。 （単位：m）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器名</th> <th rowspan="2">保有距離を確保しなければならない部分</th> <th rowspan="2">操 作 面</th> <th rowspan="2">点 検 面</th> <th rowspan="2">換 気 面</th> <th rowspan="2">そ の 他 の 面</th> <th rowspan="2">周 囲</th> <th rowspan="2">列 の 相 互 間</th> <th colspan="4">相 対 する 面</th> <th colspan="2">変電設備又は 発電設備</th> <th rowspan="2">建 築 物 等</th> </tr> <tr> <th>操 作 面</th> <th>点 検 面</th> <th>換 気 面</th> <th>そ の 他 の 面</th> <th>キュー ビクル 式のも の</th> <th>キュー ビクル 式以外 のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キュービクル式のもの</td> <td></td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> <td>0</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>1.2</td> <td>1.0</td> <td>0.2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	機器名	保有距離を確保しなければならない部分	操 作 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	周 囲	列 の 相 互 間	相 対 する 面				変電設備又は 発電設備		建 築 物 等	操 作 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	キュー ビクル 式のも の	キュー ビクル 式以外 のもの	キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	/	/	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0
機器名	保有距離を確保しなければならない部分	操 作 面	点 検 面									換 気 面	そ の 他 の 面	周 囲	列 の 相 互 間	相 対 する 面				変電設備又は 発電設備		建 築 物 等																	
				操 作 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	キュー ビクル 式のも の	キュー ビクル 式以外 のもの																														
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	/	/	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0																									

			<table border="1"> <tr> <td>キュービクル式以外のもの</td> <td>蓄電池</td> <td>/</td> <td>0.6</td> <td>/</td> <td>0.1</td> <td>/</td> <td>0.6</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td></td> <td>充電装置</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> <td>0</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> </table> <p>備考 欄中 印は、架台等を設けることによりそれらの高さが1.6mを超える場合にあっては、1.0m以上離れていること。 欄中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。</p>	キュービクル式以外のもの	蓄電池	/	0.6	/	0.1	/	0.6	/	/	/	/	/	/	/		充電装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/
キュービクル式以外のもの	蓄電池	/	0.6	/	0.1	/	0.6	/	/	/	/	/	/	/																			
	充電装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/																			
設置方法	分岐方法	目視により確認する。	別図に示す方法により結線され他の電気回路の開閉器又は遮断器によって、遮断されないよう施工されていること。																														
	結線・接続		配線、付属機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。																														
	表示		開閉器には、消防用設備等用である旨の表示があること。																														
	耐震措置		地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。																														
	蓄電池・充電装置等		電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。																														
	配線																																

イ 機能試験

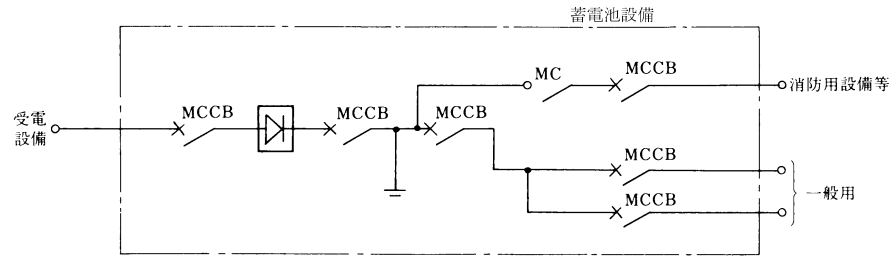
試験項目	試験方法	合 否 の 判 定 基 準														
接地抵抗試験	<p>接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	<p>測定値は、次表の数値であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">接地線の太さ</th> <th rowspan="2">接地抵抗値</th> </tr> <tr> <th>電圧の種別による機器</th> <th>接地工事の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300V以下のもの。ただし、使用電圧が直流300V又は交流対地電圧150V以下の機械器具を乾燥した場所に施設する場合を除く。</td> <td>D種</td> <td>引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線</td> <td>100以下 (注)</td> </tr> <tr> <td>300Vを超えるもの。</td> <td>C種</td> <td></td> <td>10以下 (注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低圧電路において当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500 以下</p>	区 分		接地線の太さ	接地抵抗値	電圧の種別による機器	接地工事の種類	300V以下のもの。ただし、使用電圧が直流300V又は交流対地電圧150V以下の機械器具を乾燥した場所に施設する場合を除く。	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線	100以下 (注)	300Vを超えるもの。	C種		10以下 (注)
区 分		接地線の太さ	接地抵抗値													
電圧の種別による機器	接地工事の種類															
300V以下のもの。ただし、使用電圧が直流300V又は交流対地電圧150V以下の機械器具を乾燥した場所に施設する場合を除く。	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線	100以下 (注)													
300Vを超えるもの。	C種		10以下 (注)													
絶縁抵抗試験	<p>充電装置及び逆変換装置等の交流側端子と大地間（AとE）及び直流側端子と大地間（DとE）の絶縁抵抗値を500V絶縁抵抗計で測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	<p>測定値は、3M 以上であること。</p>														

	<p style="text-align: center;">絶縁抵抗測定位置の例</p>		
<p>作 動 試 験</p>	<p>減 液 警 報 装 置</p>	<p>次のいずれかの方法により減液警報の性能を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 蓄電池の電解液面を低下させる。 (2) 電解液面低下検出電極を液面より出し入れする。 (3) 検出の中継端子を短絡又は開放する。 	<p>正常に動作し、音響を発生し、赤色表示灯が点灯すること。</p>
	<p>切 替 装 置</p>	<p>常用電源を遮断し切替機能を確認する。</p>	<p>遮断器、電磁接触器、継電器、表示灯、計器類等が正常に作動すること。</p>

備考 印の試験は、「蓄電池設備の基準」(昭和48年消防庁告示第2号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

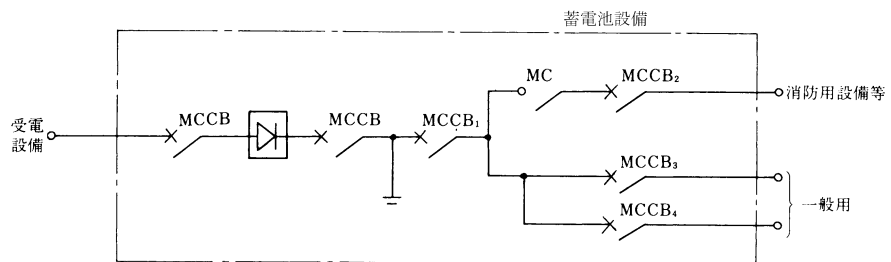
別図 蓄電池設備からの分岐方法

(1) 主遮断器の一次側より分岐する場合の例



(注) 略号の名称は、MCCBは配線用遮断器をMCは電磁開閉器を示す。(以下同じ。)

(2) 主遮断器の二次側より分岐する場合の例



(注) 主遮断器MCCB₁は過負荷及び短絡時にMCCB₃、MCCB₄より先に遮断しないものとする。

(3) 蓄電池設備と自家発電設備と併用する場合の例

